

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 または 更新償還率 ≤ 1.0
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整地等を有する地区においては10年、その他の地区においては7年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【優先配慮事項】

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること。 ・用水改良による冷害防止，干害防止，水管理の適正化などによる単収増 ・畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上 ・排水改良による乾田（畑）化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上 ・関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減 ・作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化
	②水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業用水を都市用水及び他種利用における転用可能な水量が確保される。 ・地域用水機能が発揮される。
	③健全な水循環の維持増進、農村地域の環境保全型資源循環の構築に資する。	受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されており、農業用排水施設における水質浄化施設の整備により、流域の水質保全が図られる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村の同意が得られ、かつ受益者の大部分の同意が得られている。
	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥営農支援体制が整備されている。 営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	⑦農業振興計画等に位置づけられた作物が導入される計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・市町村等が作成する農業振興計画等に位置づけられた作物の導入が図られる計画となっている。 ・野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物の導入が図られる計画となっている。
	⑧国営事業等関連する他の公共事業との関連で緊急性が高い。 国営事業等他の公共事業と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある、また、それら事業との調整が図られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑨老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・老朽化等により通水阻害等機能低下が生じており、農業被害が発生している。または、その恐れがある。 ・施設が未整備であるため、農業被害が発生している。 ・老朽化等により災害の危険性があり、早急に施設の整備を行う必要がある。 ・ここ数年の維持管理費が、以前と比較し増大している。
	⑩地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する議決が得られている。 ・地域用水対策協議会が設立されている。
	⑪高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	⑫都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	⑬その他農業農村に関する施策との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（経営体育成基盤整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（経営体育成基盤整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性） ①労働生産性が相当程度向上する。	地区の最も主要な作物の労働時間の短縮が図られる。 ・ 水稲であれば事業実施後に25hr/10a以下となる見込みがある。 ・ その他の作物が主であれば50%以上短縮される見込みがある。
②担い手への農地利用集積が相当程度図られる。	目標年度において、次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ 地区内における担い手への農地利用集積率が60%以上となる見込みがある。 ・ 地区内における担い手への農地利用集積率が事業実施前より20ポイント以上増加する見込みがある。 ・ 地区内における担い手への農地利用集積率が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標割合以上となる見込みがある。
③農地の高度利用が図られる。	地区の耕地利用率または本地利用率が、事業実施前より10ポイント以上増加する見込みがある。
④麦・大豆・飼料作物の作付が相当程度拡大する。	麦・大豆・飼料作物の延べ作付面積が地区水田面積の25%以上を占める見込みがある。
⑤認定農業者の育成が相当程度図られる。	目標年度において、次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ 地区内において、担い手のうち認定農業者数の全農家戸数に占める割合が15%以上となる見込みがある。 ・ 地区内における担い手のうち認定農業者数が、事業実施前より50%以上増加する見込みがある。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が95%以上である。
	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・水田農業推進協議会に当該土地改良区等が参画している。 ・農協、普及センターを含めた営農支援体制が整っている。
	同左
	国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。
	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総(代)会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑩農業生産総合対策事業と連携している。	土地利用型農業推進協議会（産地協議会）が設立され、当該地区を含む地域についての土地利用型作物の生産振興等について検討が行われている。
	⑪農地流動化地域総合推進事業と連携している。	市町村農地流動化対策円滑化プロジェクトチームに地区の土地改良区等が参画しており、かつ、プロジェクトチームが作成した事業連携計画に当該地区の経営体育成基盤整備事業が位置づけられている。
	⑫高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	⑬市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（地域整備関連総合整備事業、水田農業振興緊急整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 水田農業振興緊急整備事業においては採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（地域整備関連総合整備事業、水田農業振興緊急整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農地の高度利用が図られる。	地区の耕地利用率または本地利用率が、事業実施前より10%以上増加する見込みがある。
	②労働生産性が相当程度向上する。	地区の最も主要な作物の労働時間の短縮が図られる。 ・ 水稲であれば事業実施後に25hr/10a以下となる見込みがある。 ・ その他の作物が主であれば50%以上短縮される見込みがある。
	③担い手の経営規模が相当程度拡大する。	担い手の経営農地面積が概ね40%以上増加し、かつ、担い手の経営農地面積が地区内全農地の25%以上となる見込みがある。
	④麦・大豆・飼料作物の作付けが相当程度拡大する。	麦・大豆・飼料作物の延べ作付面積が地区水田面積の25%以上を占める見込みがある。
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ 他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・ 本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・ 共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・ その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が95%以上である。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。
	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。
	施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥営農支援体制が整備されている。
	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・水田農業推進協議会に当該土地改良区等が参画している。 ・農協、普及センターを含めた営農支援体制が整っている。
	⑦野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物が導入される計画となっている。
	同左
	⑧国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。
	国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある。
	⑨地元の事業推進体制が整備されている。
	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。
	⑩すべての更新施設が耐用年数以上となっている。
	同左
	⑪農業生産総合対策事業と連携している。
	土地利用型農業推進協議会（産地協議会）が設立され、当該地区を含む地域についての土地利用型作物の生産振興等について検討が行われている。
	⑫高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。
	同左
	⑬市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。
	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（畑地帯総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 または 更新償還率 ≤ 1.0
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整地等を有する地区においては9年、その他の地区においては6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（畑地帯総合整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上、農業経営の安定化が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・生産基盤の整備による営農形態の転換・産地形成が図られる計画となっている。 ・経営安定のための環境整備が実施される。
	②担い手等の経営規模が相当程度拡大する。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・担い手等への農地利用集積率が20%以上見込まれる。 ・担い手農家戸数が受益農家戸数に占める割合または担い手農家の経営面積が受益面積に占める割合が10%以上である。
	③農地の高度利用が図られる。	地区の耕地利用率または本地利用率が、事業実施前より向上する。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業により発生した資材（建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容及や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村の同意が得られ、かつ受益者の大部分の同意が得られている。
	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥営農支援体制が整備されている。 営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	⑦農業振興計画等に位置付けられた作物が導入される計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・市町村等が作成する農業振興計画等に位置づけられた作物の導入が図られる計画となっている。 ・野菜産地指定、果樹濃密生産団地指定を受けた作物の導入が図られる計画となっている。
	⑧国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い。 国営事業等他の公共事業と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある、また、それら事業との調整が図られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑨老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・老朽化等により通水阻害等機能低下が生じており、農業被害が発生している。またはその恐れがある。 ・施設が未整備であるため、農業被害が発生している。 ・老朽化等により災害の危険性があり、早急に施設の整備を行う必要がある。 ・ここ数年の維持管理費が、以前と比較し増大している。
	⑩地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する議決が得られている。
	⑪高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	⑫都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	⑬その他農業農村に関する施策との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	地域の発展阻害要因が明らかであり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・工法は妥当性のあるものであること。 ・関係法令、基準等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・計画交通量が農業交通を主としていること。(農道環境整備事業を除く) ・貨幣換算可能な効果については、費用便益比 ≥ 1.0 (農道環境整備事業を除く) ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。(公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村の事業費負担金について、同意が確実であること。 ・農家負担を伴う場合は所得償還率 ≤ 0.4
5. 受益地の設定が適切であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・受益地の設定が農振地域(一般農道整備事業は農振農用地)に指定されていること。 ・受益地の設定が営農流通上一体的に取り扱う範囲であること。
6. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
7. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が広域営農団地農道整備事業においては9年、一般農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、農道環境整備事業においては6年を超えないこと。
8. 維持管理について同意が得られていること。	維持管理について予定管理者の合意が得られていること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農業生産の近代化が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。（農道環境整備事業を除く） ・農道の整備により、機械化農業が推進されること。 ・農業交通の時間短縮により営農通作の効率化が図られること。
	②農業生産物の流通の合理化が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。（農道環境整備事業を除く） ・農産物の集出荷等に係る輸送時間が短縮され、流通の合理化が図られること。 ・農道の整備により農産物の荷痛みが改善される計画となっていること。
	③農村環境の改善に資する。	農村集落の定住条件（安全性、保健性、利便性、快適性）の向上について、次のいずれか1項目以上に該当すること。（農道環境整備事業を除く） ・生活環境の整備と農道事業との関連が農業振興地域整備計画等に位置づけられていること。 - 安全性：防災、防火、交通安全等 - 保健性：ゴミ処理、ふん尿処理等 - 利便性：交通通信等 - 快適性：交通条件の改善による地域環境の向上等 ・計画路線に近接して福祉施設や公共施設があり、施設利用者の利便性向上が図られる計画となっていること。 ・地元自治会や学校等から現道の管理者に対する安全性確保対策等の要望に沿った事業計画となっていること。

評価の内容	判 定 基 準
④既設農道の更新整備や機能強化が図られる。 ⑤都市と農村の交流の促進が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 （農道環境整備事業のみ） ・既存農道の老朽施設の危機管理対策または交通安全対策が講じられ、農道の安全性が向上する計画となっていること。 ・既存農道の路面の改良、勾配修正、駐車場整備等により営農通作、流通合理化が図られる計画となっていること。 ・農道の周辺環境の美化、生態系保全に資する施設の整備を計画していること。
	次のいずれか1項目以上に該当すること。 （農道環境整備事業を除く） 農道の整備と関連づけて、 ・市町村等において農産物の直売所、農業体験施設等の整備や利活用拡大を計画していること。 ・その他
事業内容や実施体制等に関する事項	①農村地域における就業機会の確保に資する計画となっている。 地場産業の育成及び企業誘致等に関して農道の役割が市町村等の策定する地域のマスタープランに位置づけられていること。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・地域の特性等を踏まえた柔軟な整備水準の設定によりコスト縮減を図っていること。 ・その他
	③事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	④用地取得に係る権利関係が調整されている。	次の項目のすべてに該当すること。 ・農道敷地の用地取得の必要がある場合は、地権者から概ね同意が得られていること。 ・計画路線を活用する予定の農業用施設の新設計画がある場合、当該用地について用地取得が完了しているまたは取得に関して地権者から概ね同意が得られていること。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。	次の項目のすべてに該当すること。 ・道路協議が整うことが確実であること。(広域、農免農道のみ) ・事業の実施上で関係する協議が整うことが確実であること。
	⑥関係市町村及び受益農家に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られていること。
	⑦国営事業等関連する他の公共事業との関連で優先性、緊急性が高い。	国営事業等他の公共事業と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある、また、それら事業との調整が図られていること。
	⑧市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。	同左
	⑨高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策に位置づけられている。	高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画又は中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランに位置づけされている。
	⑩地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	⑪緊急に整備すべき特別な要因がある。	施設の機能低下、安全対策等から判断して早急な事業実施が必要であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（地域用水環境整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展及び農村地域の発展の観点から本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること。
4. 地元負担の可能性が十分であること。（公平性）	事業による費用負担について、地元の同意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（地域用水環境整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域用水機能が発揮され、農村地域の生活空間の質的向上が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・地域用水機能を発揮させる次の機能を有する施設整備が計画されている。 景観・生態系保全機能、親水機能、生活用水機能、防火用水機能、消流雪用水機能、水質浄化機能等 ・文化財としての価値を有する土地改良施設が、その歴史的価値に配慮しつつ適切に保全される計画となっている。
	②地域一体となった農業水利施設の維持管理が行われる。	事業実施後の農業水利施設の維持管理について、関係者（都道府県、市町村、土地改良区、農業者、地域住民）間での調整がなされ、維持管理について、地域住民も参加する取組が計画されている。
	③農業水利施設の機能が維持増進され、農業生産性の向上、農業生産の維持・増大等農業水利施設の持つ本来の機能が発揮される。	同左
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③地域住民の意向が反映された計画となっている。	計画策定に地域住民の意見を反映させている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	④事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。	施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑤地域の開発計画等との調整が図られている。	地域が策定している開発、振興、防災、環境保全などに関する計画と調整されている。
	⑥関連する他の公共事業との関係で緊急性がある。	他の公共事業（河川事業等）との連携をとるため早急に事業を実施する必要がある。
	⑦施設の機能低下の状況から判断して施設整備の緊急性が高い。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・施設の崩壊等による危険度が高い。 ・施設の耐用年数が経過している。 ・ここ数年の維持管理費用が以前と比べて飛躍的に増大している。
	⑧地元の事業推進体制が整っている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。 ・地域用水対策協議会が設立されている。
	⑨緊急に整備すべき自然的、社会的、歴史的な要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・法令、文献等に記載された貴重な生物が存在する。 ・魚道が設置されておらず、早急に設置する必要がある。 ・過去10年間に水不足や湛水、湿害の被害があった。 ・地震災害発生時における消防水利及び生活水利対策がなされていない。 ・歴史的施設として保存する必要がある。 等
	⑩その他農業農村に関する施策との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農業集落排水資源循環統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次のいずれかに該当すること。 ・生活雑排水の流入による農業用水の水質悪化が農作物生産に被害を与えており、事業により農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持が図られ、生産性の高い農業の実現に寄与すること。 ・事業実施により、都市に比べ立ち後れた農村の生活環境改善し、活力ある農村社会の形成に寄与すること。 ・事業実施により、農村地域における資源循環の促進が図られること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地域条件、経済性等を十分考慮し、技術的に実現可能な路線計画、施設計画及び維持管理計画となっていること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0 （機能強化地区は対象外。「－」とする。）
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	【一般・緊急地区の場合】 次のすべてに該当すること。 ・施設の管理主体、管理方法及び建設事業費に係る受益者負担金がある場合は受益者の同意が得られている。または、当該市町村で負担金徴収条例が定められていること。 ・水洗便所への改造等、家庭内設備の整備について供用開始後、速やかに実施するよう受益者の同意が得られていること。 （資源循環施設を単独で整備する地区は対象外） 【機能強化地区の場合】 受益者負担がある場合は受益者の同意が得られていること。

項 目	判 定 基 準
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。 【一般・緊急地区の場合】 次のすべてに該当すること。 ・主として連続した農業集落の領域であって、社会的、歴史的、地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域を対象として決定していること。 ・受益戸数は概ね20戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては10戸）以上である。また、污水处理施設の計画人口が1000人を上回る場合は下水道部局との協議を了していること ・整備計画において合併浄化槽との比較や隣接する地区がある場合の接続 等について経済性を含めた検討を行い、受益者の理解を得た上で処理区の決定を行っていること。 【機能強化地区の場合】 事業費が200万円以上で次のいずれかに該当すること。 ・維持管理が適切に行われているものであって、供用開始後7年以上経過していること。 ・供用開始後に污水处理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化等、集排施設を取り巻く条件または環境の変化が認められること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農業集落排水資源循環統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①生産基盤が整備されており、農業用排水の水質保全により生産性の高い農業が期待できる。	ほ場整備率（30a以上の区画整備率、ただし中山間地域は20a以上の区画整備率）が県平均値より高く、事業により農業被害が解消できる。
	②農業後継者の定住促進が期待できる。	次のいずれかに該当すること。 ・農家率が50%以上である。 ・地区内の農業就業者人口が減少傾向でない。 ・農地の集約化、大型化が図られている。
	③水質改善が特に重要な課題となっている地域で水質の改善に資する。	次のいずれかに該当すること。 ・水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法に指定される海域、湖沼で総量規制を受ける農業集落排水施設である。 ・地方公共団体の条例等によって水質汚濁防止法よりも厳しい排水基準及び追加の水質項目が設定される施設。
	④処理水の再利用を行い水資源の有効活用が図られる。	地区内またはその隣接地域で処理水を農業用水、雑用水等として具体的に再利用する計画がある。
	⑤汚泥の農地還元等、有機性資源の循環利用が図られる。	汚泥を農地還元するなど、具体的に有効利用する計画がある。
事業内容や実施体制等に関する事項	①地域住民も参加する維持管理体制について合意形成が図られている。	草刈り、清掃等の日常管理について、住民参加の管理について合意形成が図られている。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	③家庭からの繋ぎ込み促進に関する取り組みがなされている。 次のいずれかに該当すること。 ・市町村条例等で繋ぎ込み促進について規定している。 ・繋ぎ込み促進のため、宅内配管のための積み立てが行われている。 ・市町村が受益者に対し資金の融通、斡旋等、支援体制が整っている。
	④事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	⑤関連する他事業との調整が図られている。 周辺にある他の汚水処理施設整備事業との調整（下水道との接続に係る経済比較、調整等）が十分行われており、調和のとれた事業計画となっている。
	⑥農業農村整備事業管理計画に位置づけられている。 農業農村整備事業管理計画に以前から位置づけられ、計画的な実施を行っている。 ただし、申請年度だけの位置づけや、繰り上げ計画（前年までの予定年度を申請年度に繰り上げて計画作成）は不可。
	⑦法令、連携計画等によって、事業促進について配慮することとなっている。 次のいずれかに該当すること。 ・水特法、成田財特法等、他の法令等で事業促進に配慮することとなっている。 ・UR促進計画に位置づけられている。 ・汚水処理施設連携整備事業の認定市町村である。 ・特定地域生活排水処理事業または個別排水処理施設整備事業との連携した事業計画である。 ・事業推進組織へ女性を参画させるなど男女共同参画の促進の取り組みを行っている。
	⑧既施設の老朽化、既処理範囲内の予想しがたい人口の変化等により、施設の改築の緊急性が高い。 次のいずれかに該当すること。 ただし一般、緊急は対象外。「一」とする。 ・施設の著しい老朽化 （改修する部分が耐用年数以上経過していること） ・当初計画では予測不可能な人口の変化等があり、早急な施設の改築等が必要。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業、農村振興総合整備統合補助事業）
【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、農村振興の目標を達成するため、本事業の実施が必要とされていること。
2. 技術的可能性が確実であること。	同左
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、費用便益比が1.0以上であること。 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと。 ・所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。 （農村振興地域情報基盤整備事業及び農村新興都市交流基盤整備事業のうち生産緑地地区において行うものは対象外。「一」とする。）
6. 事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7. 維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業、農村振興総合整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農業生産性の向上が図られる。	・ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	②農業生産活動条件の改善が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。 ・高度情報通信基盤の整備による地方公共団体、土地改良区等のネットワークの構築が推進され、生産出荷の管理調整等による効率化が図られる。
	③地域の生活環境の向上が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備により魅力のある地域環境が形成される。 ・農村地域の歴史的な農業水利施設の保全が図られる。 ・バリアフリー化など高齢者・障害者が安全に安心して生活ができる環境の向上が図られる。 ・集落農園、公共施設用地整備等により居住環境を整備し農村居住者及び農村部へのUJIターン者の定住環境の向上が図られる。 ・農村地域の、農産廃棄物、生ごみ、農業集落排水汚泥等が適正に処理されて農村環境の保全が図られる。 ・高度情報通信基盤の整備により地域情報の集積・共有・利活用により地域の活性化が図られる。 ・農村地域の、集落内交通の確保及び集落内の雨水、汚水の排除、飲用水の確保、地域防災の確保等の基礎的な生活環境の向上が図られる。
	④地域の雇用創出が見込まれる。	次のいずれかに該当すること。 ・用地、連絡道等の基盤整備を通じて、地域特性を活かした産業の新たな展開が見込まれる。 ・都市との交流が促進され、地域生産物の販売の増加等により地域経済の拡大が見込まれる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれかに該当すること。 ・他の事業等で発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③用地取得等に係る権利関係が調整されている。 必要となる用地に係る権利（所有権、抵当権等）の同意が得られることが確実なこと。
	④地域住民が参加した計画づくりが行われている。 集落懇談会の開催及びワークショップによる住民点検、整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	⑤本事業に関連し、男女共同参画の促進に資するための取り組みをしている。 事業の計画段階において男女の意見が平等に反映されるよう、事業推進協議会等に女性を集落の代表として参加させるなど、男女共同参画への取り組みが行われていること。
	⑥事業関係者、関係機関との協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	⑦住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている、または、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。 次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）、及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）による保全が、地域住民の主体的参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。 ・整備された施設を活用し、ビオトープを利用した環境教育、伝統的水利施設を活用した生涯学習等が行われる計画となっていること。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項 ⑧農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、その見込みがある地域である。	次のいずれかに該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に調っている、または当該事業により達成可能であること。 ・当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。
⑨地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれかに該当すること。 ・事業推進協議会等が設立されていること。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・地域づくり活動を行う地域づくり活動員の養成やボランティア団体（NPO等）が設立されているまたは設立される見込みであること。
⑩都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に整備される施設等が位置づけられている。	同左
⑪緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれかに該当すること。 ・災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・他の事業との連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。 ・施設機能の低下により破損等の状況が著しく、早急に整備する必要があること。
⑫むらづくり維新対策として実施される。	むらづくり基盤整備事業（コア事業）として実施されること。
⑬情報基盤整備を進める上で条件が不利である。	高速インターネットサービスの点で地理的格差条件が不利であること。 （地域情報基盤整備を選択していない場合は対象外。「－」とする。）

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（集落基盤整備事業，集落地域整備統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	次のいずれかに該当すること。 ・適正な土地利用を実現し、優良な農地の保全、創出を図る必要があること。 ・生活環境基盤の整備が必要とされていること。 これに加え、生産基盤の整備を実施する場合は、次の条件を満たすこと。 ・生産基盤に関する整備による営農改善が必要とされていること。
2. 技術的可能性が確実であること	同左
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、費用便益比 ≤ 1.0 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村等が負担する事業費負担金について同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の条件を満たすこと。 ・所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと。
7. 維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること。 ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（集落基盤整備事業，集落地域整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農業生産性の向上が図られる。	ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	②農業生産活動条件の改善が図られる。	農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。
	③事業により、農業集落の定住条件（安全性、保健性、利便性、快適性）の向上が見込める。	次のいずれかに該当すること。 ・安全性については、災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通行の安全の確保、防犯等日常時の安全性の向上が見込まれること。 ・保健性については、飲用水の確保、適切な水質の維持、排水性の向上が見込まれること。 ・利便性については、行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれること。 ・快適性については、集落道の舗装等による交通条件の改善、農村公園の整備等による憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれること。
	④事業により、農地のスプロール的なかい廃が抑制される等、適正な土地利用が見込める。	農業生産基盤、集落土地基盤の整備等に併せて、土地需要に応じた土地利用の整序化が図られることにより、農地のスプロール的なかい廃を防止し、優良な農地の保全等適正な土地利用の実現が見込まれること。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれかに該当すること。 ・他の事業等で発生した資材（建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	必要となる用地に係る権利（所有権、抵当権等）の同意が得られることが確実なこと。
	集落道の整備等生活環境基盤の整備計画に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）、及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。
	次のいずれかに該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に整っている等、または当該事業により達成可能であること。 ・当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑧地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれかに該当すること。 ・事業推進協議会が設立されていること。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・地域用水対策協議会が設立されていること。
	⑨都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	⑩緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれかに該当すること。 ・災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・他の事業との連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。 ・施設の機能低下により破損等の状況が著しく、早急に整備する必要があること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（中山間地域総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 の 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・地域農業の阻害要因について、その解消のために本事業を実施する必要性が明らかに認められている。 ・生活環境基盤の整備が立ち後れている地域である。 ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水理状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・費用便益比 ≥ 1.0 ・その他の効果について、定量表現及び定性的表現により効用が明らかである。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数等）からみて、妥当なものとなっている。
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・所得償還率 ≤ 0.4 （生産基盤がある場合） ・農家、市町村の事業費負担額、維持管理費の負担等について、同意が確実である。
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、農村環境計画または田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が集落型においては6年、広域連携型においては7年を超えないこと。
7. 維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに適合すること。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・事業により造成・改修される交流施設等の管理運営に関し、管理規程または、管理規程（案）が設けられている。 ・事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用についてすべての事業関係者に説明され同意が得られている。

チェックリスト判定基準表（中山間地域総合整備事業）

【優先配慮事業】

評価の内容		判 定 の 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上が図られる。	ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	②農業集落の定住条件(安全性、保健性、利便性、快適性)の向上が見込まれる。	次のいずれかに該当すること。 ・安全性については、災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる。 ・保健性については、飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる。 ・利便性については、行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる。 ・快適性については、集落道の舗装等による憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる。
	③都市住民にも開かれた個性豊かな地域づくりが実現される。	次のいずれかに該当すること。 ・都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産やその他の取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める。 ・U I J ターンの住民がおり、農業生産や地域活動に参加している。 ・都市へのP R活動を積極的に行っている。(地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)としての受け入れ、その他の広報活動)
	④国土、環境の保全が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・都市部住民が農地等の維持管理や保全活動へ参加している。 ・工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ・農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。

評価の内容	判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれかに該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっていること。
	③住民参加のサークル活動や都市との交流イベントなどの活動により、地域の活性化に取り組んでいる。 次のいずれかに該当すること。 ・地域外交流を目的としたイベントが開催されている。（姉妹都市交流も含む） ・地域の高齢者と都市の若者との交流を定期的に行い、高齢者の生きがいとなっている。 ・地域内に住民参加の趣味サークル等が多数存在する。 ・農業以外の職種の人との交流の推進組織が存在する。
	④用地取得に係る権利関係が調整されている。 必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること。
	⑤住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている。または、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。 次のいずれかに該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）、及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている。 ・上記の取り組みが施設整備等を契機として取り組まれる計画がある。
	⑥地域住民が参加した計画づくりが行われている。 集落道の整備等生活環境基盤の整備計画、活性化施設等農村交流基盤の整備計画の策定に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	⑦事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。

評価の内容	判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑧地元の事業推進体制が整備されている。 次のいずれかに該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られている。
	⑨中山間地域総合進行対策などのマスタープランに位置づけられている。
	⑩都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。
	⑪高齢化、後継者不足及び若年層の流出などで、農村の維持が困難になっている。 次のいずれかに該当すること。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上である。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15～29歳の人口比率が15%以下である。 ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上である。 ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上である。
	⑫社会的インフラ整備の遅れ等により、地域住民が日常生活上の不安や不便を感じている。 次のいずれかに該当すること。 ・災害時の安全性に問題がある。(避難地がない。消防車等の通行に支障がある、等) ・防犯上の安全性に問題がある。(街路灯がない等) ・交通安全上問題がある。(転落の危険性がある。道幅が狭く歩道がない、等) ・保健衛生上問題がある。(飲用水が悪質である廃棄物処理が適切でない、等) ・利便性に乏しい。(主要公共交通機関までの時間距離が大きい。通学路が狭い、等) ・快適性に乏しい。(道路条件が劣悪、子供の遊び場や住民の憩いの場がない、等)
	⑬生産基盤整備の遅れや不利な地形条件などから耕作放棄地が発生している。もしくは、その発生が懸念されている。 耕作放棄地の発生が中山間地域の全国平均以上である。(H12農業センサス：耕作放棄地率7.1%)

評価の内容		判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑭地域の土地改良施設などの機能低下が著しく、機能が十分発揮されていない。	次のいずれかに該当すること。 ・施設の機能低下により。破壊等の状況が著しく危険なため、早期に整備する必要がある。 ・施設の耐用年数が経過している。 ・ここ数年の維持管理費が以前と比較し増大している。
	⑮緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれかに該当すること。 ・災害等への対応を早期に図る必要がある。 ・他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある。

チェックリスト判定基準表（農地環境整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 の 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 地域農業の阻害要因についてその解消のために本事業を実施する必要性が認められている。 ・ 生活環境基盤の整備が立ち後れている地域である。 ・ 就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質水理状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 費用便益比≥ 1.0 ・ その他の効果について、定量表現及び定性的表現により効用が明らかである。 ・ 施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数等）からみて、妥当なものとなっている。
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 所得償還率≤ 0.4（生産基盤がある場合） ・ 農家、市町村の事業費負担額、維持管理費の負担等について、同意が確実である。
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が集落型においては6年を超えないこと。
7. 維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに適合すること。 ・ 事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・ 事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用についてすべての事業関係者に説明され同意が得られている。

チェックリスト判定基準表（農地環境整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 の 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上が図られる。	ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	②耕作放棄地に伴う悪影響の除去と優良農地の保全が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・耕作放棄地を公園や市民農園等に利活用する。 ・耕作放棄地もしくは耕作放棄されうる農地を植生による粗放管理等により適正に管理する。 ・基盤整備の実施により農地の流動化を促進することで耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保を行う。

評価の内容	判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれかに該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっていること。
	③耕作放棄地を利活用するための方針が策定されている。 市町村において、農業振興地域整備計画等により耕作放棄地の復旧や農園などへの利活用のための方針が策定されていること。（策定されている具体的方針名を記述）
	④農地や土地改良施設等が持つ多面的機能への配慮について話し合いがなされている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・都市部住民が農地等の維持管理や保全活動へ参加している。 ・工事の実施について環境保全に関するアンケートを実施している。 ・農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。
	⑤住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている。または維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されている。 ・上記の取り組みが施設整備等を契機として、取り組まれる計画がある。
	⑥生産組織等による農地の保全活動が地域全体で行われている。 次のいずれかに該当すること。 ・優良農地における生産組織等への作業受委託の推進が行われている。 ・保全管理農地において生産組合等による共同管理が行われている。 ・保全管理区域の農地を利活用することにより、他地域との交流を図っている。

	評価の内容	判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑦事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。	施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	⑧中山間地域総合振興対策などのマスタープランに位置づけられている。	中山間地域総合振興対策などのマスタープランに位置付けられていること。
	⑨地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会または総代会において事業推進に関する決議が得られている。
	⑩都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがあること。
	⑪生産基盤整備の遅れや不利な地形条件などから耕作放棄地が発生している。もしくは、その発生が懸念されている。	耕作放棄地の発生が中山間地域の全国平均以上である。 (H12農業センサス：耕作放棄地率7.1%)
	⑫高齢化、後継者不足及び若年層の流出などで農村の維持が困難になっている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上である。 ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上である。 ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上である。
	⑬地域の土地改良施設等の機能低下が著しく、機能が十分に発揮されていない。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・施設の機能低下により、破壊等の状況が著しく危険なため、早期に整備する必要がある。 ・施設の耐用年数が経過している。 ・ここ数年の維持管理費が以前と比較し増大している。
	⑭緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること ・災害等への対応を早期に図る必要がある。 ・他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある。

チェックリスト判定基準表（農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 地元負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 または 更新償還率 ≤ 1.0 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム新設においては10年、公害防除特別土地改良においては9年、中山間防災においては6年、ため池（一般）、保全整備においては5年、その他においては7年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農業経営の安定が図られる。	農作物の被害が防止または軽減されること。
	②農用地・農業用施設への被害が防止または軽減される。	農用地または農業用施設の被害が防止または軽減されること。
	③一般・公共施設等における被害の防止または軽減が図られる。	事業を実施することにより、農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への２次的被害が防止または軽減されること。
	④人の健康や生活環境への被害が防止または軽減される。	事業を実施することにより、農業関係のみならず、人の健康が損なわれる恐れのある農作物の生産や、水質、悪臭等の被害が防止または軽減されること。
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が９５％以上であること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打合せを行い、かつ合意に達していること。
	⑤法律・条例等に位置づけられた地域である。	事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること。
	⑥事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。	施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	⑦国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。	国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること。
	⑧地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。
	⑨過去に災害が発生し、農業被害があった。	同左
	⑩機能低下が甚だしく維持管理費が極端に増加している。	ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大していること。
	⑪都市化・混住化が進展している地域である。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業地域類型の都市的地域であり、かつ人口が増加している。 ・受益地にしめる非農家が半分以上である。
	⑫高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策に位置づけられている。	高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランに位置づけられていること。

評価の内容		判 定 基 準
	⑬都道府県等に本事業と関係のある防災等に関する計画がある。	都道府県等における防災計画等に位置づけられていること。
	⑭市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（地すべり対策事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 （ B/C が1.0以上）
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	（関連工事） $\text{所得償還率} \leq 0.4$ または $\text{更新償還率} \leq 1.0$ 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について受益者の合意を得ていること。
5. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	（防止工事） ・農村振興局所管の地すべり防止区域で、総事業費が70百万円以上のもの。 ・採択に係る事業の工期が5年を超えないこと。 （関連工事） ・受益面積が概ね3ha以上（ため池の整備については、概ね2ha以上）、及び総事業費が5百万円以上のもの。 ・採択に係る事業の工期が5年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（地すべり対策事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地すべり防止工事を実施することにより、農地・農業用施設の被害が除去または軽減される。 農地・農業用施設の被害軽減評価額が見込まれていること。
	②地すべり防止工事を実施することにより、非農業部門の被害が除去または軽減される。 非農業部門の被害軽減評価額が見込まれていること。
事業内容や実施体制等に関する事項	①地すべり防止工事による効果のうち、農業関係の割合が高い。 全体効果のうち、農業関係の効果が概ね 50% 以上であること。
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 （防止工事） 10a 当たり単価 200 万円以下とする。 （関連工事） 10a 当たり単価 420 万円以下とする。
	③コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 地すべり防止工事計画から判断して、計画内容にコスト縮減や新技術の導入等を含み、事業費の経済性や効率性に資する計画となっていること。
	④当該事業が環境との調和に配慮したものであること。 当該事業が、地域の特性を踏まえ、環境との調和に配慮したものであること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑤ 関連する他事業との調整が図られている。	他事業との調整状況の把握により判断する。
	⑥ 他事業との関連で緊急性がある。	他事業との工程調整等により実施時期として緊急性があるか判断する。
	⑦ 関係市町村及び受益者に対して事業目的、工事計画等について十分な説明を行ない、事業施行に係る合意形成が図られている。	市町村、受益者等の事業実施に関する意向確認で判断する。
	(防止工事) ⑧ 保全対象施設に、人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれている。	地すべり防止工事基本計画における効果の内容により判断する。(家屋、災害弱者関連施設、学校、病院、国道、県道、鉄道等が含まれているか。)
	⑨ 過去に地すべりや土砂災害が発生し、農業被害等があった。	過去10カ年の地すべりや土砂災害等の被害実績(地すべり防止工事基本計画の基礎資料)や災害復旧事業の実績のうち、農業被害等が含まれること。
	⑩ 地すべりの兆候から判断して緊急に対策を講ずべき地域である。	地すべりによる移動状況(観測結果)や現地の変動状況、湧水の状況等から判断して、地すべり災害を防止するため緊急に対策が必要であること。
	⑪ 都道府県・市町村に本事業と関連のある防災に関する計画に位置づけされているか、また今後予定がある。	同左
	(関連工事) ⑧ 地すべりによる2次被害の増大を排除している。	用排水施設等の整備が計画されていること。
	⑨ 土地利用を合理化することにより、地すべりによる被害を軽減している。	農道の整備や区画整理等が含まれていること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（基盤整備促進事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0 または事業費所得指数 $\geq$ 基準指数 上記によりがたい場合は、定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること。
4. 地元負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 または事業費所得指数 $\geq$ 基準指数 上記によりがたい場合は、受益農家、市町村の負担金について同意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（基盤整備促進事業）

- ①優先配慮事項については、基幹となる工種が該当する県営事業の優先配慮事項を使用することとする。
- ②チェックリストの種類は、経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業の3種とする。

チェックリスト判定基準表（里地棚田保全整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 の 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 本事業の実施が、土地改良施設等の保全または土地改良施設等の保全活動に資するものであること。 ・ 農業生産機能や多面的機能を維持保全する観点から、必要な土地改良施設や農地を対象としていること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること。
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	事業による費用負担について、地元の同意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
7. 維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している。 ・ 事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用についてすべての事業関係者に説明され同意が得られている。

チェックリスト判定基準表（里地棚田保全整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 の 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性） ①土地改良施設や農地の有する農業生産機能及び多面的機能の維持保全が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・機能の低下した土地改良施設や農地について適切な機能の回復が図られる。 ・農地の適切な整備により土砂の流亡や法面の崩壊等を防止する機能が維持保全される。 ・土地改良施設の補修や農地の保全を容易に行うための管理施設（管理道路等）を整備することとしている。
②土地改良施設や農地の有する農業生産機能及び多面的機能の維持保全に係る活動の促進が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・住民の参加の下で土地改良施設等の維持保全に係る活動を行う際に使用する施設の整備がなされる。 ・土地改良施設等の維持保全に係る活動に地域内外の住民が参加する契機となる施設の整備がなされる。
③耕作放棄の防止が図られる。	耕作放棄化する可能性のある棚田等について適切な機能の維持・向上を図ることとしており、その結果、営農が継続されることになる見込みである。
④自然と共生する環境の創造が図られる。	次のいずれかに該当すること ・土地改良施設や農地の有する生態系保全空間としての機能が維持または改善される。 ・土地改良施設や農地の景観が良好な状態に維持または善される。 ・歴史的遺産となっている土地改良施設や農地が良好な状態に維持または改善される。

評価の内容	判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれかに該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③地域住民の意向が反映された計画となっている。 計画の策定に際し、集落懇談会等の開催や住民アンケートの実施などが行われている。
	④農家・地域住民等参加型の直営施工が導入される見込みである。 直営施工を導入するための具体的な計画や組織体制が整っており、農家・地域住民等参加型の直営施工が実施される見込みが高い。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥用地取得に係る権利関係が調整されている。 必要となる用地に係る権利の同意が得られることが確実なこと。
	⑦事業推進のための体制が整備されている。 次のいずれかに該当すること。 ・市町村に保全対策委員会が設置されている。 ・事業推進協議会が設置されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。
	⑧土地改良施設や農地の有する農業生産機能及び多面的機能の維持保全に係る活動のための組織体制が整備されている。 農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）を、地域住民の参加とともに継続的に実施することのできる組織が設立されている。

評価の内容	判 定 の 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項 ⑨中山間地域総合振興対策などのマスタープランに位置づけられている。	中山間地域総合振興対策などのマスタープランに位置づけられている。
⑩都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。
⑪土地改良施設や農地の機能低下が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である。	次のいずれかに該当すること。 ・ 棚田地域等において営農を継続するために最低限必要な農業生産基盤整備の条件（区画形状、用排水状況、農道状況等）が整っていない。 ・ 施設の機能が著しく低下しているため、または、崩壊等による危険度が高いため、早期に整備する必要がある。 ・ 施設の耐用年数が経過している。
⑫土地改良施設や農地の維持管理の粗放化が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である。	次のいずれかに該当すること。 ・ 高齢化、後継者不足及び若年層の流出等により、地域の農業者のみによる維持管理が困難になっている。 ・ ここ数年の維持管理費が以前と比較して増大している。
⑬耕作放棄が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である。	耕作放棄地の発生が中山間地域の全国平均以上である。 (H12農業センサス：耕作放棄地率7.1%)
⑭高齢化、後継者不足及び若年層の流出が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である。	次のいずれかに該当すること。 ・ 最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上である。 ・ 最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15～29歳の人口比率が15%以下である。 ・ 最近年の35年間で人口減少率が30%以上である。 ・ 最近年の25年間で人口減少率が19%以上である。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域にあるバイオマスで未利用または低利用であるものが多く存在し、今後、地域で発生するバイオマスの利活用の推進を図るため、当該事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	次の項目のすべてに該当すること。 ・バイオマスの利用技術手法について実証または実施事例が存在していること。 ・利活用施設の設置が地形、地質等からみて技術的に可能であること。 ・関係法令、基準等に適合していること。
3. 環境との調和に配慮していること。	事業の実施において、水質、土壌等に係る関係法令、基準等に遵守していること。
4. 事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
5. 維持管理について同意がされていること。	維持管理方法等について、施設の予定管理者と運営管理の方法等が十分検討されていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域における循環型社会の構築が図られる。 次の項目のすべてに該当すること。 ・ 現在、廃棄物として処理または放置されているバイオマスが施設を整備することにより利活用されること。 ・ 農業者や地域住民によりバイオマスの利活用に関する取組が継続して行われることが見込まれること。
	②農山漁村の活性化が図られる。 次のいずれかに該当すること。 ・ 新技術の導入により見学者等の来訪者数の増加が見込めること。 ・ 地域で発生するバイオマスが有効利用されることにより、地域住民等のバイオマスの利活用に関する意識の向上が見込まれること。 ・ バイオマスの利活用により地域の雇用増加が見込まれること。
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減に配慮した計画となっている。 他事業により発生した資材（建設副産物等）等を有効活用するなどコスト縮減を図る計画になっていること。
	②事業の経済性、効率性が十分確保されている。 次の項目のすべてに該当すること。 ・ 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 ・ 施設の規模・位置が、施設の利活用計画等からみて、妥当なものとなっている。
	③バイオマスの供給量や収集範囲が把握されている。 バイオマスを発生させる耕種農家、畜産農家等と施設にバイオマスを安定的に供給するための合意がなされていること。また、そのバイオマスを発生する耕種農家及び畜産農家等のバイオマスの収集範囲が明確であること。
	④バイオマスエネルギー及び製品の利活用先が決まっている。 農地還元するバイオマス製品において、還元する農地の利用者等と製品内容、還元量及び利用方法に関する合意が得られていること。また、その他のエネルギー・製品については、その利用者が定まっておリ合意が得られていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑤関係都道府県や市町村が策定する農業振興等に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興等計画と整合が図られている、または、市町村等地域の農業振興等の計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	⑥事業関係者、関係機関と協議・調整が図られている。	同左
	⑦用地取得に係る権利関係が調整されている。	施設の用地取得において、地域住民等と用地に係る権利（所有権、抵当権等）に係る同意が得られている。また、その見込みがある。
	⑧地元の事業推進体制が整備されている。	円滑に事業を推進するための協議会等が設立されている。
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（補助海岸事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	海岸法及び事業実施要綱・要領等の規定要件を満足すること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（補助海岸事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①海岸災害等からの被災者の減少が見込まれる。	防護（浸水及び侵食）地域内で被災を受ける恐れのある住民数が事業実施により減少する見込みがあること。
	②海岸災害等からの被害面積の減少が見込まれる。	浸水地域の範囲が事業実施により減少する見込みがあること。
	③海岸侵食から国土消失面積の減少が見込まれる。	事業実施により侵食地域が減少する見込みがあること。
事業内容や実施体制等に関する事項	①海岸事業による効果のうち、農業関係の割合が高い。	全体効果のうち、農業関係の効果が概ね50%以上であること。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか1項目以上該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	③事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	④過去災害による農業被害等が、発生するなど、今後も地域の自然・地形条件により、災害発生の危険性が高い地域となっている。	・過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。 ・緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤等の災害発生危険地域に該当すること。
	⑤防護区域内に重要な一般・公共施設等がある。	人家、病院、老人ホーム、身障者施設または国道、県道、鉄道、空港、官公署、あるいは、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高性能な機械による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区域内にあること。
	⑥海岸保全施設の安定度が低下している	事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること。
	⑦耐震対策の計画がある。	耐震設計に基づく計画が策定されていること。
	⑧他事業との関連で緊急性がある。	他の公共事業（治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること。
	⑨地域住民に対し、事業計画の内容等について説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。	地域住民への公聴会等により計画が周知されていること。
	⑩都道府県及び市町村に本事業と関連のある防災に関する計画がある。	地域防災計画等に位置づけられているまたは、位置づけられる見込みとなっていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（草地畜産基盤整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が 明確であること (必要性)	次の条件を満たすこと ・市町村酪肉近代化計画が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること ・市町村飼料増産推進計画が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること
2 技術的可能性が 確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること ・新技術を導入する場合は、県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること
3 事業の効率性が 十分見込まれること (効率性)	次の条件を満たすこと ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか又は整備されることが確実と見込まれること ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること ・事業参加経営体（公共牧場を含む）の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること
4 農家負担の可能性が 十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと（所得償還率が適正な水準であること） ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に 配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られる
6 事業の採択要件 を満たしていること	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・農用地開発事業実施要綱及び草地開発整備事業実施要領（担い手育成草地整備改良事業にあっては、同事業実施要綱及び要領）に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標（有効性）	① 畜産経営の生産性の向上、安定的・持続的発展が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体（公共牧場を含む）ごとの経営規模（飼料基盤面積、飼養頭数等）の拡大が図られる ・事業参加経営体（公共牧場を含む）ごとの作業効率が向上し、省力化が図られる ・後継者の確保（公共牧場にあっては、経営の安定的発展）が見込まれる
	② 自給飼料生産基盤の拡大並びに飼料自給率の向上が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体ごとに飼料自給率（公共牧場の整備を行う場合にあっては、地域の飼料自給率）の向上が見込まれる ・事業実施により、飼料の収量増加又は作付面積の拡大が図られる ・総事業費に占める基本施設整備の事業費割合が高い
	③ 担い手農家の育成、経営規模の拡大が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合が高い ・飼料基盤の拡大に見合う飼養規模の拡大が図られる ・担い手農家への飼料生産基盤の集積（作業受託を含む）が図られる
事業内容や実施体制等	① コスト縮減に配慮した計画となっている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されてる ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「畜舎建築コストガイドライン」に即した整備水準である ・「たい肥舎等建築コストガイドライン」に即した整備水準である
	② 事業費の経済性・効率性が確保されている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について、経済性等適切な比較検討が行われている

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等	③ 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について十分な説明を行い理解を得ている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られている ・補助残の融資について関係機関で調整が行われている ・事業を実施する土地の権利調整が行われている ・事業参加経営体（公共牧場を含むとともに公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む）の意向が十分に反映された計画となっている
	④ 営農面での体制が整っている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されている ・安定的な集出荷・販路等組織体制が確保されている ・草地、施設等に係る管理組織等が整備されている
	⑤ 農業振興に関する計画との整合が図られている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）の酪農経営又は肉用牛経営の改善目標との整合が図られている ・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域である又は農振農用地区域への編入手続を了することが確実である
	⑥ 地元の事業推進体制が整っている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政、農協等の担当部局が明確である ・周辺住民の同意が得られているか又は得られる見込みである
	⑦ 関連する他事業との調整が図られている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する他事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整が図られている
	⑧ その他農業農村に関する施策との調整が図られている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・地域農業マスタープラン（地域別振興アクションプラン等を含む）と調整が図られている

チェックリスト判定基準表（畜産基盤再編総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること (必要性)	次の条件を満たすこと ・市町村酪肉近代化計画が策定されているか、又は策定されることが確実と見込まれること ・市町村飼料増産推進計画が策定されているか、又は策定されることが確実と見込まれること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されているか、又は策定することが確実であると見込まれること
2 技術的可能性が確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること ・新技術を導入する場合は、県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること
3 事業の効率性が十分見込まれること (効率性)	次の条件を満たすこと ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか、又は整備されることが確実と見込まれること ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること ・事業参加経営体（公共牧場を含む）の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること
4 農家負担の可能性が十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと（所得償還率が適正な水準であること） ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られる
6 事業の採択要件を満たしていること	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・畜産基盤再編総合整備事業実施要綱及び畜産基盤再編総合整備事業実施要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

【優先配慮事項】

	評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標（有効性）	① 畜産経営の生産性の向上、安定的・持続的発展が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体（公共牧場を含む）ごとの経営規模（飼料基盤面積、飼養頭数等）の拡大が図られる ・事業参加経営体（公共牧場を含む）ごとの作業効率が向上し、省力化が図られる ・集積等土地活用が図られる ・後継者の確保が見込まれる（公共牧場にあつては、経営の安定的発展）
	② 自給飼料生産基盤の拡大並びに飼料自給率の向上が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業参加経営体ごとに飼料自給率（公共牧場の整備を行う場合にあっては、地域の飼料自給率）の向上が見込まれる ・地域において飼料作物の作付面積の拡大が図られる ・総事業費に占める基本施設整備の事業費割合が高い
	③ 畜産主産地の生産体制等の整備が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・生産組織の育成、整備が図られる計画である ・畜産物の集出荷・加工施設等地域の活性化施設が整備される ・大家畜飼養頭数の増加が見込まれる
	④ 草地に立脚した生産性の高い経営体群の育成又は中山間地域の活性化が図られる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・耕作放棄地等の畜産的活用が見込まれる ・中山間地域における具体的な活性化構想等がある ・事業参加経営体（公共牧場を含む）ごとに施設整備費に比べて、草地造成・整備費に係る事業費割合が高い
事業内容や実施体制等	① コスト縮減に配慮した計画となっている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されてる ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「畜舎建築コストガイドライン」に即した整備水準である ・「たい肥舎等建築コストガイドライン」に即した整備水準である
	② 事業費の経済性・効率性が確保されている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について、経済性等適切な比較検討が行われている

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等	③ 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について十分な説明を行い理解を得ている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られている ・補助残の融資について関係機関で調整が行われている ・事業を実施する土地の権利調整が行われている ・事業参加経営体（公共牧場を含むとともに公共牧場の整備を行う場合にあっては、牧場利用者を含む）の意向が十分に反映された計画となっている
	④ 営農面での体制が整っている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されている ・安定的な集出荷・販路等組織体制が確保されている ・草地、施設等に係る管理組織等が整備されている
	⑤ 農業振興に関する計画との整合が図られている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）の酪農経営又は肉用牛経営の改善目標との整合が図られている ・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域であるか又は農振農用地区域への編入手続を了することが確実である
	⑥ 地元事業推進体制が整っている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・行政、農協等の担当部局が明確である ・周辺住民の同意が得られているか又は得られる見込みである
	⑦ 関連する他事業との調整が図られている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・関連する他事業について担当部局との合議等がなされている ・非公共事業との調整が図られている
	⑧ その他農業農村に関する施策との調整が図られている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・地域農業マスタープラン（地域別振興アクションプラン等を含む）と調整が図られている

チェックリスト判定基準表（畜産環境総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること (必要性)	次の条件を満たすこと [共通] ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画との整合性があること ・将来にわたり、畜産主産地として発展が期待される地域であること [資源リサイクル畜産環境整備事業(以下「リサイクル事業」という)] ・家畜排せつ物等の地域資源リサイクルシステムが構築され、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化が図られること [草地畜産活性化環境整備事業（以下「活性化事業」という）] ・公共牧場等が有する緑資源の多面的機能を活用することにより、地住民等の健保養等の増進、都市住民との交流拠点の整備が図られ、更に地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化が図られること
2 技術的可能性が確実であること	次の条件を満たすこと ・地形、地質、気象等を考慮し、無理なく実現可能な施設配置計画となっていること ・草地開発整備事業計画設計基準及び堆肥化施設設計マニュアル等に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること ・受益者の技術に適合した計画であり、施設等を管理運営する上で、過度な作業・知識等が要求されないこと ・施設・機械等の規模決定根拠が適切であること ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること
3 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	次の条件を満たすこと [共通] ・事業効果指数が1.0以上であること ・当該事業に係る再評価の実施体制が整備されているか又は整備されることが確実と見込まれること [リサイクル事業] ・家畜排せつ物の野積み・素掘りが解消され、経営の安定化が見込まれること [活性化事業] ・地域の活性化が図られることが見込まれること
4 受益者負担の可能性が十分であること (公平性)	次の条件を満たすこと ・受益者負担額が明示され、その負担能力からみて過大とならないこと ・共同利用施設については、管理運営規定等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること
5 環境との調和に配慮していること	次の条件を満たすこと ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和へ配慮した対策を行うものとなっていること
6 事業の採択要件を満たしていること	次の条件を満たすこと ・工事規模等から適切に工期が設定されており、6年を超えないこと ・畜産環境総合整備事業実施要綱及び畜産環境総合整備事業実施要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標（有効性）	① 畜産経営の安定的・持続的な発展が図られる 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・作業効率が向上し、省力化が図られ、ゆとりある経営が可能となる ・経営規模（飼料基盤面積、飼養頭数等）の拡大が図られる ・家畜排せつ物還元用草地等生産基盤の造成整備により、飼料作物等の増産が図られる
	② 畜産経営に起因する環境汚染の防止が図られ、地域有機性資源のリサイクルシステムが構築される又は草地等緑資源の多面的機能が活用され、地域の生活環境の改善及び地域社会の活性化が図られる [リサイクル事業] 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・環境関連法令、条例による規制に適合している ・草地等の造成整備と家畜排せつ物処理施設整備を一体的に実施し、造成整備された草地等にたい肥が還元される ・耕種農家を含めた地域のたい肥利用体制が整備される ・周辺地域の生活環境に配慮した整備が図られる ・生ゴミ等の家畜排せつ物以外の地域有機質残さを含めたりサイクルシステムが構築される [活性化事業] 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・都市住民等牧場訪問者の増加や、地域住民との交流等により、地域活性化が見込める ・草地等緑資源の活用により地域住民等の保健保養・情操教育の増進が図られる
事業内容や実施体制等	① コスト縮減に配慮した計画となっている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・コスト縮減につながる新工法、新技術の導入が計画されている ・地域発生資材の有効活用が計画されている ・汎用製品、既製品等の活用が計画されている ・「たい肥舎等建築（畜舎建築含む）コストガイドライン」に則した整備水準である
	② 事業費の経済性・効率性が確保されている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・経営規模に見合った投資額となっている ・各種工事の単位当たりの事業費が、地域の立地条件等を勘案して妥当である ・採用資材、工法について経済性等適切な比較検討を行っている
	③ 施設の維持管理面での体制が整っている 次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・農業改良普及センター、農協等が参画した営農支援体制が整備されている ・各種メンテナンス体制が確立されている
	④ 農業振興に関する計画との整合が図られている ・事業実施する飼料生産基盤に係る土地が、農振農用地区域であるか又は農振農用地区域への編入手続きを了することが確実である

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等	⑤ 用地取得等に 係る権利関係が 調整されており、 かつ、法令等に 基づく協議を要 する場合は、各 種関係機関との 協議が図られて いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 農地転用、国有林活用等各種法令に基づく協議を了している、又はその見込みがある ・ 事業実施について地元住民等との協議（合意、同意）を了している、又はその見込みがある
	⑥ 地元の事業推 進体制が整って いる	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されている ・ 行政・農協等の担当部局が明確になっている
	⑦ 関連する他事 業との調整が図 られている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 関連する事業について担当部局との合議等がなされている ・ 非公共事業との調整等が図られている
	⑧ その他農業農 村に関する施策 との調整が図ら れている	次の該当する項目のうち半数以上に該当する ・ 当該事業に係る事後評価の実施体制が整備されている ・ 地域の畜産振興を図るうえで、本事業の役割分担が明確となっている ・ 地域農業マスタープラン（地域別振興アクションプラン等を含む）と調整が図られている